第5号様式（第23条関係）

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

受付印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　年　月　日三重県知事　宛て　 | 主たる事務所の所　　在　　地 | 〒電　話（　　）　　―ＦＡＸ（　　）　　― |
| （フリガナ） |  |
| 法人の名称 |  |
| （フリガナ） |  |
| 代表者の氏名 |  |
| 直近の指定日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 前事業年度 | 自　　　　年　　　月　　　日至　　　　年　　　月　　　日 |

地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条第1項の規定により、以下の書類を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　前事業年度に寄附金を充当した事業の内容に関する事項を記載した書類 | ﾁｪｯｸ欄 |
| ⑵　前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 |  |
|  | 提出しない場合 |  |
|  | 最後に役員報酬規程を提出した事業年度（　　　　年度） |  |
|  | 最後に職員給与規程を提出した事業年度（　　　　年度） |  |
| ⑶　前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 |  |
|  | ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 |  |
| ②　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引ロ　役員等との取引 |  |
| ③　寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ④　役員等に対する報酬又は給与の状況イ　役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）ロ　給与を得た職員の総数及び総額 |  |
| ⑤　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 |  |
| ⑥　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 |  |
| ⑷　条例第4条第1項第1号、第2号、第7号、第8号イ及びロ、第9号、第10号及び第11号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類 |  |
|  | 条例第4条第1項第1号基準チェック表（第1表） |  |
| 条例第4条第1項第2号基準チェック表（第2表） |  |
| 条例第4条第1項第7号基準チェック表（第7表） |  |
| 「役員の状況」（第7表付表1） |  |
| 監査証明書　又は　「帳簿組織の状況」（第7表付表2） |  |
| 条例第4条第1項第8号基準チェック表（第8表）初葉 |  |
| 条例第4条第1項第9号基準チェック表（第9表） |  |
| 条例第4条第1項第10号基準チェック表（第10表） |  |
| 条例第4条第1項第11号基準チェック表（第11表） |  |
| 欠格事由チェック表 |  |

備考　1 　指定特定非営利活動法人は、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例第11条第1項の規定により、毎事業年度開始の日から3か月7日以内に、同条例第10条第2項第2号から第5号までに掲げる書類（同項第4号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を、知事に提出する必要があります。ただし、同条例第10条第2項第3号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではありません。

2 　各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この提出書を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

（規格Ａ4）